



2024年6月27日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 村上 義憲  
(コード 2156 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 執行役員総務局長 西分 太郎  
(電話 087-825-1156)

## 第 73 期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、第 73 期（2024 年 3 月期）有価証券報告書の提出に関し、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を四国財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 対象となる有価証券報告書  
第 73 期（2024 年 3 月期）有価証券報告書

2. 延長前の提出期限  
2024 年 7 月 1 日

3. 延長が承認された場合の提出期限  
2024 年 7 月 26 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024 年 5 月 14 日に適時開示した「2024 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」および 2024 年 5 月 22 日に適時開示した「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、特定の発注先 1 社から発注額の一部を発注者本人に還流する仕入取引が行われていた可能性を認識し、当社は、当該取引の事実関係や類似事象の有無のほか、財務諸表への影響等について社内調査を進め、現在、監査人による追加的な監査手続として、当該取引に関する調査内容の検証、類似取引に関する調査内容の検証、内部統制の再評価結果の検証等を受けておりますが、これらに相応の時間を要する見込みであることから、監査報告書の受領が 2024 年 7 月下旬となる見込みとなりました。そのため、第 73 期有価証券報告書の法定提出期限である 2024 年 7 月 1 日までに当社の 2024 年 3 月期連結財務諸表および財務諸表の作成ならびに会計監査人による監査手続きを完了させることができず、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限までに第 73 期有価証券報告書の提出ができない見込みとなったことから、当該有価証券報告書の提出期限延長について承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。また、提出期限に関する申請が承認された場合、当該有価証券報告書について提出期限にかかわらず可能な限り早期に提出できるよう最善を尽くしてまいります。

以上